

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する

有識者会議（第3回）

議 事 録

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議（第3回）

1. 日 時 令和5年2月27日（月）13：00～15：00
2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 議 事

- (1) 市町村からの意見聴取結果について
- (2) 市町村長からの発表
- (3) 本文素案について
- (4) 自由討議

4. 議事録

次頁以降のとおり

5. 出席者（敬称略）

秋池 玲子（座長）	ボストン コンサルティング グループ 日本共同代表
増田 寛也（座長代理）	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長
今村 文彦（委員）	東北大学災害科学国際研究所 所長
大西 隆（委員）	一般財団法人国土計画協会 会長
田村 圭子（委員）	新潟大学危機管理本部危機管理室 教授
藤沢 烈（委員）	一般社団法人RCF 代表理事

○立岩参事官

ただいまより第3回東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議を開催いたします。

会議の開催に当たり、まず、渡辺大臣より御挨拶を申し上げます。

○渡辺大臣

ただいま御紹介をいただきました渡辺博道でございます。昨年の12月末に再度、復興大臣を拝命いたしました。一言御挨拶を申し上げたいと思います。

秋池座長をはじめといたします委員の皆様方におかれましては、平素より復興行政に多大な御協力を賜り、また、大変お忙しい中、本日このように委員に御就任をしていただき、御参加いただいたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

これまでの会議において、被災者支援、住まいとまちの復興や産業・なりわいの再生など、多岐にわたって貴重な御意見をいただいたところでありますが、本日も引き続き、後世への教訓となる、忌憚のない御意見をいただければと思っております。

また、本日は、議会シーズンの大変お忙しい中ではありますが、宮古市の山本市長さん、そして、南三陸町の佐藤町長さん、川内村の遠藤村長さんにも会議にお越しいただいております。心から感謝を申し上げます。発災当初から現場で御尽力されているお三方から御意見をお伺いすることで、さらに深みのある振り返りができるものと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

今後発生が懸念される南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝地震などの大規模災害への対応において、東日本大震災からの復興政策を教訓として活用できますよう、皆様方の活発な御議論をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○立岩参事官

マスコミの皆様におかれましては、お席にお戻りいただき、これよりカメラの御使用はお控えください。

それでは、ここからは秋池座長に進行をお願いいたします。

○秋池座長

改めまして、東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議を開催いたします。

本会議は、原則公開としており、会議室内での傍聴のほか、報道機関や一般傍聴者の皆様にオンライン同時配信による公開を行っております。

配付資料につきましても、ホームページで公表しております。また、議事録は、委員の確認を得た上で公表いたします。

本日は、被災3県の市町村から3人の首長の方々に御出席を賜りました。本日、首長の皆様におかれましては会議終了まで御出席くださるとのことで、お忙しい中、本当にありがとうございます。後ほど御発表を頂戴する予定でございますので、御紹介はその際にさせていただきます。

それでは、議事に入ります。本日は、議事次第のとおり、まずは復興庁が行った被災3県の市町村からの意見聴取の結果を説明していただいた後に、各市町村長からこの10年間の復興政策を振り返った御意見の発表を頂戴し、市町村長との意見交換を行います。その後、前回の会議までに頂戴した委員の御意見も踏まえての本文素案について、復興庁から説明してもらい、その後、自由討議といたします。それでは、よろしくお願いいたします。

まず、議事1、市町村からの意見聴取結果についてです。第2回会議の後に、復興庁が実施した市町村への意見聴取の結果の説明を事務局よりお願いいたします。

○岡本審議官

それでは、資料1につきまして、私、担当の審議官、岡本から御説明をさせていただきますと思います。お手元、資料1を御覧ください。

2ページ目を御覧ください。沿岸の記載の42自治体に対しまして、本会議第1回で提示いたしました論点をベースにアンケート調査を行いました。その結果について簡潔に御説明をさせていただきますと思います。なお、詳細な自治体からの御意見につきましては、お手元の参考資料1に併せて配付をさせていただいておりますので、そちらも適宜御参照いただければと思います。

資料の3ページ目、全体の総括でございます。こちらは後ほど個別の中でそれぞれ触れさせていただきますと思いますので、個別のページ、ページ4を御覧ください。被災者支援の制度活用につきまして、おおむね肯定的な回答が多かった、自治会の結成につながったなど前向きな回答が多かった中、例えば下のほうにございますように、マンパワーのな

い自治体ではなかなか制度を使いこなすことが難しかったといった御意見も頂戴しております。

続きまして、5ページ目を御覧ください。被災者支援における行政の役割についてでございます。上2つのポツで書いてございますが、基本的には継続支援の必要性が高いということに加えて、3つ目に書いてございますように、支援を受ける被災者の定義についての問題があった、あるいは一番下でございますが、担い手不足の減少が課題であるといったような御意見を頂戴してございます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。人口減少のまちづくりへの反映についてということでございます。宮城、岩手は、これは上の円グラフでございますが、若干傾向の違いがあるところでございますが、1点目に書いてございますように、事前の復興見込みの想定が重要である。あるいは、2点目、時間・マンパワーの不足でなかなか制約があって反映は困難だった。それから、3点目、原災地域でございますが、帰還が第1目標で、将来推計というのはなかなか制約があったというような御意見などを頂戴しております。

7ページ目を御覧ください。まちの復興と生活再建のスピード感の違いについてでございます。こちらにつきましては、上の棒グラフは、回答が非常に分かれてございますが、主な意見の2つ目と4つ目、例えば2点目、国土調査が未実施であったとか、あるいは4点目、平地が少ない場所での工事といった場所柄からなかなか事業が進まなかったという問題。それから、下から3つ目ほどになりますが、原災地域では避難先での生活再建を余儀なくされるといった、そういう個別的な事情に関する御意見も頂戴してございます。

続きまして、8ページ目を御覧ください。まちづくりでの行政間の役割分担についての問いでございます。1つ目とかあるいは4つ目に記載がございまして、国や県に対する、さらなるまちづくりへの役割の期待に対する御意見を頂戴してございます。

続きまして、9ページ目を御覧ください。産業再生の制度活用についての問いでございます。2点目とかあるいは4つ目の点でございまして、補助制度の要件に関する御意見をいただいております。また、上から3つ目でございまして、担い手の育成確保といったところで課題があったという御意見も頂戴してございます。

続きまして、10ページ目を御覧ください。産業再生が地域の新陳代謝につながったかどうかということです。こちらの上の円グラフは宮城、岩手で若干傾向の違いがありますが、おおむね、新たな交流が生まれる、あるいは企業進出が進んだという御意見がある一方で、下から3つ目ぐらいに書いてございますが、高齢化による担い手不足あるいは承継が大きい

な課題となっているといった意見もございます。

11ページ目を御覧ください。原子力災害における被災者支援につきまして、こちらの回答では、やはりまだ復興が途上だということで「どちらでもない」という回答が非常に多くなっていますが、現時点ではなかなかそういったことも踏まえてまだ評価できる段階ではないという中で、上から4つ目でございますが、避難者への支援が進むほど帰還率が下がる傾向があるといった御意見とか、あるいは一番下、復興のステージに応じた支援の必要性といった御意見も頂戴してございます。

続きまして、12ページ目、原子力災害における行政間の調整でございます。やや中ほどになりますが、事故直後の連絡体制が十分機能していればという御意見とか、あるいはその若干下になりますが、事業の計画づくりからの支援の必要性といったことについても御意見を頂戴してございます。

13ページ目、職員の応援体制の関係でございます。一般的に肯定的な評価をいただいておりますが、下のほう、専門職あるいは技術職について特にマッチングが難しいといったこととか、あるいは下から2つ目でございますが、事前復興という観点から必要な人員を把握しておくべきという御意見も頂戴してございます。

続きまして、14ページ目、NPOとの連携でございます。下から3点目になりますが、複数年を見通した継続的な支援の在り方といったことに対する御意見、あるいは下から2つ目でございますが、原災地域での自由度の高い支援の必要性といったことについても御意見を頂戴してございます。

15ページ目、アーカイブの関係でございます。下から3つ目ほどになりますが、国が設置しているアーカイブについては、まだまだその利活用が進んでおらず、認知度とか、あるいは活用促進に向けた継続的な取組が必要という御意見を頂戴してございます。

それから、16ページ目、復興庁の役割でございます。おおむね肯定的な評価を頂戴しておりますが、上から4つ目、例えばワンストップ機能が十分ではないといった御意見。それから、一番下でございますが、国として復興をどう進めるかがなかなかまだ不十分であったという御意見も頂戴してございます。

それから、17ページ目、復興期間を10年としたことの影響があるかどうかということについては、上の棒グラフで「ある」、「なし」が拮抗してございますが、特に中長期的対応を要する福島では「影響がある」というような回答が大きくなってございます。スピード感を持って進めることができた一方で、住民意向をくみ取れなかったというような御意見

も頂戴しているところでございます。

最後、18ページ目でございますが、復興事業で整備した施設の維持管理費についてという事です。3つ目でございますが、将来更新が集中する際の財政負担への懸念とか、あるいはその2つ下ほどでございますが、将来の人口推計、利用者推計をしっかりと行うことが重要、さらにその2つ下でございますが、計画段階から維持管理・更新を見込んでおくことが必要といったような意見も頂戴しているところでございます。

以下、19ページ目以降は自由記述でございます。こちらは適宜御参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。

それでは、2つ目の議事に移ります。被災3県の市町村長の皆様には、これまで現場で復興政策を運用・実施されてきたお立場から、国の制度等を振り返っての評価、特に反省すべき点や、あるいはこれはよかったなどという点について、ぜひ御意見をいただければと思います。将来の大規模災害に備えて、東日本大震災における国の復興政策について、現場から見た評価を残しておくことは大変意義があると思っています。

意見交換は全ての発表が終わってから行いたいと思います。

それではまず、岩手県宮古市の山本市長、お願いいたします。

○宮古市（山本市長）

本州最東端のまちとなります岩手県宮古市長の山本正徳でございます。座ってよろしいですか。

○秋池座長

はい、どうぞお座りください。ありがとうございます。

○宮古市（山本市長）

間もなく東日本大震災から来月の3月11日で12年を迎えます。多くの皆様からの御支援に感謝申し上げたいと思います。項目に従いまして、宮古市の取組、そして、国の政策に

ついて感じたことをお伝えさせていただきたいと思います。

資料、2ページをお開き願います。宮古市の被災と復興事業の概要であります。本市では、死者517名、関連死55名の方が犠牲となっております。家屋倒壊数9,088棟は、岩手県内の最多でございます。住まいと暮らしの再建、産業・経済復興、安全な地域づくりの3つを復興の柱に据えまして、まちづくりを進めてきたところであります。復興事業、被災者の住宅再建の進捗は共に現在100%となっております。現在は、復興に係る取組として、心のケア、防災・減災対策、震災の記憶伝承を重点に据えておるところであります。

3ページをお開き願います。被災者支援についてであります。最大で1万1,979人いた避難者は、2年後の平成25年には半減、住宅再建率は45%と推移いたしました。これは避難所、仮設住宅、住まいの再建の各ステージにおきまして、国の手厚い支援、県、市の独自支援を行うことができたためと考えます。独自支援の財源ではありますが、震災復興特別交付税を原資といたしました復興基金を活用させていただきました。地域事情が異なる中で、震災復興特別交付税は被災者支援に大いに役立ちました。被災者の把握につきましては、今日出席の田村先生から御指導いただきました被災者支援台帳を宮古市は整備させていただき、現在もこれを使わせていただき、役立っております。現在もこの台帳で被災者の状況を把握し、家庭訪問等で使わせていただいております。被災者の心のケアなどの支援は、現在も重要事項として継続をしております。窓口による生活相談は、住まいの再建がほぼ完了した平成30年度からぐっと少なくなったところであります。一方で、被災者の高齢化が進み、孤立を防ぐため、戸別訪問を継続しております。心のケア、コミュニティー支援の継続は重要であります。そこにはマンパワーの必要性を感じております。

4ページをお開き願います。住まいとまちの再建についてであります。宮古市では、被災33地区におきまして、住民と意見交換を重ね、各地区のまちづくり計画を策定いたしました。課題・教訓として、各制度に精通した職員が不足する中、時間との競争によりまちづくりを進めるため、後になって気づくことが多々あります。例えば土地区画整理事業の運用、原状復旧の原則の下、整備を進めた施設などは後々改善点が出てきております。防災集団移転元地では、買い上げた市有地が点在する形となり、今後の利活用に課題を残しております。被災エリアは、一度全て買上げた後、商業工業エリアなどすみ分けを行うことができれば、後々の利用に融通が利くと思われれます。

5ページをお開き願います。産業・生業の再生、原子力災害の対応についてであります。グループ補助金、利子補給などの手厚い支援制度は、早期復旧に大いに役立ちました。課

題・教訓といたしましては、早期復旧はできましたが、現在、販路の創出、原料不足等の理由により事業の継続が困難なケースが出てきております。放射能問題につきましては、出荷制限区域の設定について、より柔軟な対応が必要と感じております。ALPS処理水の処理につきましては、国が最後まで責任を果たしていただきたいと思っております。

6ページをお開き願います。協働と継承についてであります。応援職員に関しましては、自治体同士を決め、職員派遣を行う対口支援や、復興庁、全国市長会等のスキームが確立され、受入れは円滑に進みました。多くの派遣職員により復旧・復興が支えられたことに感謝しております。復旧期を支えるため、制度を熟知した国の職員の派遣や、専門性のある技術職員の確保が必要だと強く感じています。復興交付金を活用し整備した津波遺構たろう観光ホテルは、震災の経験と教訓を伝える施設として大いに役立っております。復旧・復興の過程で若者らが中心となり誕生したNPO法人は、市と外部とをつなぐ重要な役割を担うなど、新しい風を取り込む役目を果たしております。

7ページをお開き願います。復興を支える仕組みづくりについてであります。復興庁は、地方自治体との窓口として、国の各施策に対する橋渡し役として有効な組織であると感じております。また、復興局以外にも、国の出先機関は、被災地の実情を理解し、寄り添った対応を続けております。特に発災初期に国土交通省が果たした役割は大きく、ライフラインの確保に当たり、支援は非常に助かりました。

これまで多くの方に視察をいただいております。視察は、地域の状況を理解していただく最良の機会であります。引き続き多くの方に足を運んでいただき、把握した課題の解消に御協力をいただきたいと思います。発災・復旧・復興のステージにおいて、対応は異なります。自治体は、国が作成する共通マニュアルや被災者支援制度など事前学習しておくことが必要であります。

説明は以上であります。

○秋池座長

山本市長、大変貴重な御意見ありがとうございました。

それでは続きまして、宮城県南三陸町の佐藤町長、よろしく願いいたします。

○南三陸町（佐藤町長）

南三陸町長の佐藤です。今日はお招きをいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、皆さんのお手元の資料を御覧いただきたいと思います。この表紙の写真ですが、昨年10月1日に道の駅さんさん南三陸としてグランドオープンしたときの写真でございます。ここには渡辺大臣にも御視察をいただきまして、大変ありがとうございました。手前の屋根が三角に見えるものがあると思います。これが南三陸311メモリアルといいまして、ここは伝承、それから、感謝を伝える、そして、もう一つ一番肝になっているのは、この場所で命を守るということを考える、勉強するという、そういうプログラムがここで放映されますので、ここはオープン以来本当にたくさんの皆さん方においていただいております。

次、お願いします。まず、最初に御礼申し上げたいのは、この東日本大震災、ほぼ全額国費で復興事業を担っていただきました。本当におかげさまで復興事業がこのように進んできたというのは、復興庁の皆さんはじめ、政府の皆さんをはじめ、たくさんの皆さん方の御支援があったおかげというふうに改めて感謝を申し上げたいと思います。

とりわけ、南三陸町の復興計画の一丁目一番地に掲げたのは、三陸沿岸は津波の歴史であります。この約120年で大きな津波が4回来ております。明治29年、昭和8年、昭和35年、そして、今回の東日本大震災。一番大きな被害を受けたのは東日本大震災でございますので、この震災を教訓として、二度と命を失わない町をつくろうということが南三陸町の復興計画の一丁目一番地。

それは何をやるかということは、高台移転をするということでもあります。全ての高台移転が終了、終わりましたが、去年の5月に宮城県で、日本海溝・千島海溝の巨大地震があって、3つの最悪の条件、いわゆる今回の東日本大震災で造った防潮堤が決壊をする、倒れてしまう、地盤沈下が起きる、それから、大潮、非常に条件の厳しい中で想定をしました。そういう中で、東日本大震災よりもより浸水面積が広がるというふうな報告がなされております。

しかしながら、我々がよかったなと思っておりますのは、高台移転をした場所に津波ハザードマップが広がってこなかったということです。ほぼ大丈夫ということの結果ができました。我々は東日本大震災を経験しておりますので、少なくとも油断は絶対してはいけないと思っておりますが、しかしながら、被災した町民の皆さん方、高台に本当に大きな金額をかけて住宅再建をした方々のところはハザードマップ上では大丈夫ということになりましたので、町民、住民の皆さん方の不安が払拭できたということは、ほっと胸をなで下ろしているというところでもあります。

それでは資料にのっとお話をさせています。赤字で書いてあるのは、これはよかったという、町として大変助かったということです。黒で書いてあるのは、こうすればもっとよかったかなということのすみ分けで書いておりますので、御覧いただきたいと思いません。

東日本大震災の被災者支援として、被災者支援総合交付金を活用しまして、被災者支援センター事業や、仮設住宅・災害公営住宅における見守り支援事業を実施できたということ、それから、心のケアをはじめ、健康相談も併せて実施をしました。地域の実情を把握して、継続して被災者に寄り添った支援ができた。仮設住宅ができた際に職員に指示したのは、絶対、孤独死を出すなという指示をしましたが、おかげさまでこういった取組を御指導いただきながらやった結果、孤独死というのは南三陸では1人もいなかったということであります。

しかしながら、その下の黒いところに書いてありますが、被災者を取り巻く環境の変化が大きく、それぞれのニーズも多様化する中、コミュニティー形成には多くの時間と労力が必要とされたと簡単に書いてありますが、実はコミュニティーは大変でした。震災前のコミュニティーが津波で壊されて、その次に、体育館の避難所に皆さん行きましたが、水道もない、電気もない状況でした。それでも、そこには一定のコミュニティーが出来ます。その後、今度は仮設住宅が出来て、皆さんまたそちらに行くと、避難所のコミュニティーがまた壊れる。仮設住宅に今度は7年とか6年とか8年とかお入りになった方々もいらっしゃいますので、そこはもう濃密なコミュニティーが出来上がります。そこから今度は本設ということになりまして、若干配慮はしましたが、コミュニティーの関係で配慮しましたが、それでもやはりそれぞれ、抽選という形にならざるを得ないということですので、本設になるとまた仮設住宅のコミュニティーが壊れるという、大災害というのは本当に残酷だなという思いがありながら、この12年間過ごしてまいりました。

2枚目の住まいとまちの復興ということですが、復興の目標や将来像、枠組みを決めるに当たって、人口減少を見越し、公共施設の集約を図りたかったのですが、災害後の混乱している時期に住民合意を得るのは困難であるということでもあります。1つ例を言いますと、ここに括弧して漁港施設などとあります。町の管理している漁港が、19の漁港があります。それぞれ担い手あるいは水揚げ量、そういうものを踏まえて集約をしようと考えました。しかしながら、隣の漁港を整備・復興させているのにうちの漁港をしないのはどうということだということがありまして、なかなか被災後に集約を図るというのは至難の業で

した。ここはやはり事前復興という形の中で、ある意味、大災害になった際にはどこどこを集約するのかということを決めておくということが大変重要だったと思っております。

それから、リアス式海岸の多くは平地が少なく、仮設住宅を建てる用地選定だけでも大変でした。宅地造成の遅れが、一日でも早い生活再建を望む被災者の町外の流出へとつながったということです。これは私、感想を少しお話しさせていただきますが、うちの町は、今ここに書いてあるように、仮設住宅を建てる土地がございませんでした。高台にあった小学校、中学校、高校、このグラウンドを使うしかなかった。それ以外は、どこかの畑を借りて、造成をして仮設住宅を建てる。しかしながら、仮設住宅を建てる時にはまだ電気もない、水道もない。電気もない、水道もないところに仮設住宅を建てても、被災した方々にとっては生活が満足にできるわけがないということがありましたので、隣の登米市さんのほうから、うちのこの土地を使っていいよという御提供をいただいて、そちらのほうから仮設住宅を造り始めました。

しかしながら、結果としてお話しさせていただきますと、そちらに造ったことによって、登米市にそのまま居住してしまうということがあって、人口の流出につながってしまったということが結果として出てきました。ですから、仮設住宅を建てるというときに、数年だというものの、やはり皆さんは一日も早い住宅再建を希望しておりますので、どうしてもすぐ近くに、登米市と南三陸町はすぐ隣同士ですので、そちらのほうに行ったほうがより早く再建ができるということで移住した方々がたくさんいらっしゃったということは、私どもとすれば反省材料だったと思っております。

ただ、その下に赤い部分で書いてありますが、災害後の復興状況を事前に想定して、問題を緩和する手段を事前に検討することで、復興の目標や将来像、枠組みの決定が円滑に進んだということがあります。我々もこのときにずっと思っていたのは、人口減少は必ず起きる。もうとにかく町外に行っている方々がいらっしゃいます。簡単に言いますと、今、南三陸町の人口は1万2,500ぐらいです。震災前の人口は1万7,600ですので、5,000人減っています。ですから、こういう状況を踏まえたときに、人口減少は当然前提として考えましたし、それから、税収も絶対減るということは当然のことと考えておりました。

したがって、3行目に書いてありますように、公共下水道事業はやめました。これは基本的に非常に町の負担が大きいです。合併浄化槽に転換をしました。公共下水から合併浄化槽に転換するときに、町民の皆さんは一切何にも意見はございませんでした。というの

は、公共下水を使っても使用料を払わなければいけませんし、合併浄化槽の最初の設置をする際には補助金が出ますので、使用料については、前の公共下水と同じように使用料を払うというだけの話ですので、全く町民の皆さんには違和感がなくて、この件については別に反論も反対もなかったということです。

それから、公共施設の再建に当たりまして、将来のランニングコストを考慮いたしまして、公民館、ここに体育館もあったのですが、大変広いところだった。それから、図書館もありましたが、こういうものを全て合築して、もう面積的には半分ほどにして、財政負担に耐えられるようにということでした。

次、お願いします。産業と生業の再生です。これも本当に助かりました。グループ補助金の制度によりまして、迅速で円滑な事業再開につながったということですが、多分このグループ補助金がなかったならば、うちの製造業の方々は立ち上がったのは半分以下だったと思います。そういう意味においては、大変ありがたい制度をつくっていただいたと思います。それから、新規産業の創出、あるいは異なる事業へのチャレンジをする企業が結構多くあったということです。

その下を書いてあるのですが、企業誘致はしているのですが、新規参入してくれる企業が少ないと書いてあります。これはもう一つは問題があって、先ほど言いましたように人口減少になって労働力が非常に少なくなったということで、震災前からうちの町にあった水産業とかを含めて、企業も含めて、労働力がもう募集しても募集しても来ないというところがありますので、新規産業で事業が入ってくると、これまた労働力の奪い合いになるということが非常に懸念をされております。

その次、お願いします。原子力災害固有の対応ということです。これはいいことはないのですが、基幹産業である一次産業に対する風評被害の影響が今なお続いているということです。これは震災後からずっと続いているのですが、うちの町はホヤの生産が結構多くあるのですが、これが今まで震災前は韓国のほうに輸出をずっとしておったのですが、韓国のほうで一切日本の水産物は輸入しないということでしたので、全く輸出ができないということです。これはいまだに影響が続いているということです。それから、現在も汚染牧草などの処理に、各自治体それぞれ残っておりますので、大変苦慮しているということです。それともう一つまた問題なのは、処理水の放出の問題です。当然これの風評被害は避けられないのだろうと思っております。

次、お願いします。協働と継承ということです。全国各地から、今、宮古の山本市長も

お話ししましたように派遣職員の方々に応援をいただいて復興を成し遂げてまいりましたが、これは派遣職員の方々がいなかったらば、多分復興はまだまだ続いていたと思います。そういう意味では派遣をしていただいた自治体の方々に本当に感謝を申し上げたいと思います。復興の進捗状況によりましてニーズが多様化するため、事前復興により、必要な人員、マンパワーを把握しておくことが大事であって、特に土木建築の職員というのは少ないのです。これを確保するのは非常に難しかったということがございます。これは大変重要なことだと思っております。それから、自治体派遣職員の受入れ経費、これが震災復興特別交付税で措置されましたことは、財政的に大きく我々としては救われました。感謝を申し上げたいと思います。

教訓として、その下にありますように、他の自治体、民間企業などと災害応援協定を結んで初動体制を整えておくことが大事と書いてありますが、私の町も実は震災前から災害応援協定を自治体と結んでおりましたが、ほとんど近隣でした。したがって、この東日本大震災で同じ被害を受けてしまいましたので、応援協定が全く機能しなかったということがございました。ですから、今、震災後、うちの町で災害応援協定を結んでいるのは、九州とか山口とか、同じ災害に遭わない地域と災害応援協定を結んでいるということです。

2つ目、災害時、ボランティア活動の核となるボランティアセンターの早期立ち上げが重要であります。公的な財政支援がないことが課題である。ボランティアセンターはこの市町村でもすぐ立ち上げますが、基本的に公的な財政支援がございません。そうすると、いろいろなところからの、うちの町ですと、応援したいと言われている社会福祉協議会、そういったところからうちの社会福祉協議会に財政支援があって、それで運営できたという経緯があります。ここはやはりこれからも大きな災害が起きますので、ボランティアセンターの役割というのは非常に大きいと思いますので、これの公的支援の在り方ということは非常に大事だと思います。

そして、3つ目になりますが、震災の記憶と教訓を継承するために国において取り組まれたデジタルアーカイブの構築等は、マンパワー不足の被災自治体にとっては非常に助かりますが、今後の災害で東日本大震災の教訓が生かされるということが大変重要だと思います。

次、お願いします。では、復興を支える仕組みというところ。先ほどお話ありましたように、復興庁がワンストップの窓口となりまして、多くの問題が解決に結びつけられるように調整をしていただいたということで業務の短縮につながったということですので、

復興庁の皆さん方に感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

次の黒い部分ですが、復興交付金の基幹事業として5省40事業が設定されました。しかし、そのほとんどが既存の事業を拡充したものでありまして、原形復旧が基本とされました。そのため、町内にある公園の復旧は、震災により多くの地盤沈下した危険な場所への原形復旧が基本とされました。結果として、希望した場所への移設は認められましたが、その問題解決までに多くの時間を要したということで、ここの下のほうに事例が書いてあります。

写真の黄色い丸で囲ってあるところ、ここに松原公園という公園がありました。ここは3分の1ぐらいはもう土がえぐり取られております。もともこの場所の隣には3階建ての公営住宅がありまして、ここが避難場所、避難ビルということで指定しておりましたが、もうそれも全てなくなりました。土地もこのようにえぐられてしまったということで、赤の場所に移設をしたいと。松原公園を移したい。原形復旧です。駄目だと言うのです。もともとのところに造れという話です。それで、納得してもらうのに2年以上かかりました。

結局、最終的には、私がちょうど2年目のときの議会中に呼ばれて、今日は復興庁の皆さんが来るので、町長からちょっと説明してくれという話で行ったのですが、そのとき言われたのが、何で駄目かと話をしたら、原形復旧だと。最後には、この場所に、3月10日、前の日にここにあったということを証明しろという話だったのです。

私が職員に言ったのは、震災前の住宅地図をコピーして持ってこいと。そのコピーを持ってきて、そこに、私のうちと、それから、公園と、役場の位置、これに赤印をかけて書いて、私は、3月10日ではなくて3月11日の朝8時15分にうちを出ますので、ここを通過して行ったわけで、公園の隣を通過していきますよと話したときに、それでオーケーをもらった。これで2年以上かかっているのです。ここはやはり柔軟に対応することが非常に大切かなと思っております。

その次、お願いします。終わりにということ。ちょっと長々、長過ぎます。すみません。よかった点。復興交付金の効果促進事業については、基幹事業と比べて柔軟に活用ができました。それから、津波復興拠点整備事業は、町側の意見を聞きながら制度設計が行われたために、公共施設再建等に活用できました。これは実は、名前はあえて言いませんが、復興庁の方が、これは実はこちらが言ったというよりも復興庁が気づいたのです。南三陸町では、このままでは役場とか病院とかを建てる土地ないよね、得られないよねと。それで、この津波復興拠点整備事業をつくってもらったのです。これで町内で2か所だけ津波復興

拠点整備事業を使えるということの制度設計をしていただきまして、今、役場がある場所、隣に病院がありますが、ここが一つの津波復興拠点整備事業の団地、それからもう一つは、消防署、警察署、生涯学習センターを造ったところが2つ目の津波復興拠点整備事業。これがなかったら、うちの公共施設の再建はできなかったと思いますので、改めて復興庁の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

それから、先にお金が入ってくる交付金制度であったために、財政面で大きく救われました。それから、震災復興特別交付税は、財政力の脆弱な小規模自治体にとって非常に重要な財源でありました。

悪かった点といいますか、ここに書いてありますが、多くの事業で原形復旧が基本だったために、被災地の実情にそぐわない事業があったということ。それから、災害救助法は、これはもう昭和22年につくった法律です。実態に本当に見合っているのかということをお私につくづく感じております。これまでも有珠山の噴火災害、新潟県の中越地震、そして、東日本大震災と様々な災害があるたびに、いわゆる特例、特例、特例を積み重ねてきているのです。果たしてこれでいいのだろうか。これだけ日本全国に大きな災害が起きているときに、いつも特例と。特例で助かるのですが、特例で認めてもらうまで時間がかかるのです。私はそこが問題かなと思っている。これは少し考えなければいけないのではないかと感じております。

すみません、私、長々と話してしまいましたが、以上の私のほうからのお話にて代えさせていただきます。ありがとうございました。

○秋池座長

大変貴重な御意見ありがとうございました。

続きまして、福島県川内村の遠藤村長、よろしくお願いたします。

○川内村（遠藤村長）

川内村の遠藤です。このような機会を与えていただきました関係者の皆様に心より感謝を申し上げたいと思います。それでは、川内村あるいは福島県被災地がどのような復興を進めてきたのか、テーマに沿ってお話をさせていただきたいと思います。

2ページをお開きください。12年がたつ現状です。震災前は約3,000人の村民がおりました。12年たちまして、2,370名、約650名ほど減になっております。これは住基登録の人口

です。ちなみに、いまだに400人の方が村を離れて避難をしているという状況です。県外にも69名、全国で27都道府県にそれぞれ避難をしてお世話になっているという状況がいまだに続いております。現在の帰村率・居住者は83.1%、1,971名です。我々が想定していた人口減少からすると、20年後あるいは25年後の未来を、今、目の前に突きつけられているという状況が続いております。

17%の避難者のうちの6割が、若い人、子供たちの世帯であります。戻れない理由の最大のものの子供たちの教育や進学の問題、それから、自分自身、若い人たちの就労関係のようです。避難先では既に仕事を見つけているという状況でありますので、その環境を壊さないと戻れないというようなことを話されております。しかし、12年ですので、避難しているという感覚はないと思います。もう移住しているということでしょうか。

次のページをお願いいたします。その避難者の支援であります。当村では、2012年1月に帰村宣言を行いました。そして、その年の4月に役場機能を村の元の場所に戻して復興の取組みを始めました。時間がたてばたつほど戻らない選択肢が増えている中で、当時、早めの帰還を促してきました。当然、様々な部分で未知数なところもありましたし、我々も経験がありませんでしたので戸惑いもありました。また、国や県の支援の下にマンパワーの不足を補ってきたというところもあります。これまで福島再生加速化交付金を活用させていただき、空間線量のモニタリング、コミュニティーの再生に向けたインフラ整備、教育環境の整備などを行ってまいりました。また、被災者支援総合交付金を活用させていただき高齢者の買い物や通院などのための外出支援なども行っており、多くの面で国や県の支援をいただけてきました。そういう面で国や県に非常に感謝を申し上げたいと思います。

課題は、いまだに避難をしている住民との情報交換が難しくなっているということです。当初はホームページやSNSのツールなどを利用して情報交換を行ってまいりましたが、時間の経過とともに一方通行となって、つながりも希薄になってきております。今後、県外避難者への対応をどうしていくのかということが課題で、なかなか基礎自治体だけでは難しいということも経験しております。それから、原子力被災地特有のリスクコミュニケーションにおいては、長崎大学の支援が大きな戦力になりました。また、復興、それから、子供たちの支援においては、地元の福島大学や玉川大学の学生の皆さんに来ていただいてサポートしていただいております。

次のページをお願いいたします。住まいとまちの復興であります。これまで、生活再

生のために、戻れない理由と言われていた課題を一つ一つ潰す作業を進めてまいりました。ですから、各種インフラ整備、それから医療、買い物、教育環境等の整備に注力してきました。その際、中長期的な人口減少を見込んで整備をしてきたかと問われれば、その当時、そこまではなかなか難しかったのではなかったかなと思っております。住民の帰還が少ない、あるいは労働力が確保できないということについては、現在、移住定住センターを利用した移住促進や定住に向けた事業に積極的に取り組んでおり、新たな風、新たな活力を求めているというところでもあります。よく復興を進めていく上で、帰還が先か、あるいは整備が先かという卵か鶏の議論をされていましたが、やはりしっかり復興整備をしていく、その姿を見て判断を住民に委ねるということ間違いではなかったのではないかなと考えております。

マンパワー不足を国、それから、県の制度を活用させていただきながら進めてきました。国がなかなか難しいという部分を県が補完していただいたということもありました。例えばこの写真の真ん中にあります住宅であります。村としては、少しぜいたくな空間をイメージしながら住宅の建設を進めたいと考えておりましたが、なかなか国の制度の中では合致しませんでした。その足りない分を県が補完してくれたという一つの例であります。それから、右端の道路整備ですが、県の戦略道路に位置づけられたことによって県が代行で進めていただきました。非常に時間短縮につながったのだと思っております。

災害が起きて10年後の人口減少を見込んでのインフラ整備、環境整備というのは今だからこそ論じることができそうですが、震災・事故当初は非常に難しかったんじゃないかと思っております。それでもスクラップアンドビルドを進めてまいりました。例えば保育所や小学校、中学校の統廃合なども含めて、これまでのありようを見直しながら、復興を進めてきたというところでもあります。

次のページをお願いいたします。産業・生業の再生であります。先ほど、宮古市長や南三陸町長からもお話がありましたように、グループ補助金は、小さな企業あるいは事業所においては非常に有効に使わせていただきました。55件の申請に対して42件の採択がありまして、約4億3,000万円もの補助金をいただき事業の再開を進めさせていただきました。グループ補助金の存在はとて大きかったと思います。それから、経済産業省の企業立地補助金はとても魅力的です。この補助金があるがゆえに企業進出が進んだと言っても過言ではないと思っております。それから、福島再生加速化交付金であります。現在、産業の育成、さらには農地の圃場整備、それから、農業施設の整備などに使わせていただいて

おり、村にとっては非常にありがたい制度であります。また、現在、新たな産業の育成にも取り組んでおります。写真にありますように、村内にワイナリーを建設してワイン事業を進めてきており、昨年3月に初めて当地のワイナリーで地元産ブドウから醸造されたワインをリリースすることができました。併せて、生食用のブドウやイチゴの栽培も始めており、震災前にはなかった新たな産業にも今、取り組んでいるところです。

課題は森林整備です。これまで、なかなか線量の高い森には入ることができませんでしたので、これから福島森林再生事業などを通して森林整備を進めていきたいと思っておりますので、ぜひ財源の確保、事業の継続をお願いしたいと思います。

続きまして、6ページのほうに移ってください。原子力災害固有の対応であります。1点目にありますように、解除に向けて住民懇談会を進めてまいりました。その中で、補償と賠償が解除時期とリンクすることによってなかなか住民の理解を得られなかったという部分もありました。それから、20キロの内・外による賠償金額の多寡によって、同じ行政区でありながら分断されて、住民感情も複雑になってしまったというようなことが起きております。今回、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針第五次追補の中で20キロの賠償額あるいは20キロから外の賠償額が示されましたが、また同じようなあつれきが生じないかということは今、危惧しているところでもあります。

復興の違いはある中で、その地域に寄り添った長期的な支援が必要かと思えます。特に沿岸部の自治体においては、解除されて間もないというところもありますので、やはり時間的な猶予の必要性を感じております。それから、避難期間が長ければ長くなるほど、戻るという選択肢が少なくなってきたというのも現実です。

次のページに移ってください。協働と継承です。国、それから、県、そして、県外の自治体からの応援職員の支援は、復興を進めていく上で非常に助かりました。ルーチン業務をこなしながら復興事業を進めていくにはマンパワー不足もあり大変でした。そのような中で、応援職員の派遣は大きな戦力となりました。また、NPOや大学等による支援もとても感謝しております。特に専門的な知識を必要とするリスクミなどにおいては、大学の支援に助けられてきました。

それから、アーカイブ、記録や記憶をやはり取っておくべき、必要だったなと感じておりますが、当時は避難、それから、帰還ということに注力していて、なかなかそこまでエネルギーを回すことができなかつたと感じております。やはり国あるいは県が中心的にアーカイブ施設などを整備していくことが必要かと思っております。近年、沿岸部においても

同じような施設が散見されるようで、そういう面ではバッティングする施設になりつつあるのではないかなと危惧をしております。

次のページをお願いいたします。復興を支える仕組みということです。復興庁の役割は、山本市長、佐藤町長のお話があったとおり復興庁は我々にとって大きな支援をしていただき、非常に感謝しております。総合的な調整役だけではなくて、それぞれの自治体が抱えている課題を一元化して、必要に応じ、それぞれの関係省庁に振っていくというような作業が行われたと思っております。しかし一方で、ワンストップというような売りの部分が、事業によっては関係省庁の意向が前面に出て、事業採択や実施までに少し時間がかかったということも感じてまいりました。

それから、震災復興特別交付税や福島再生加速化交付金がこれまでの復興において非常に大きなエンジンとなって整備を進めていきましたが、将来、整備してきた施設の維持管理をどうしていくか、財源的な懸念も生じてくるのかなと思っております。4つ目の丸に書いてありますが、将来、全体的な最適の視点で考えていかなければいけない場面も出てくるのかなと考えております。そういうときに、復興庁がどのようなコーディネートをしてくれるのか、あるいは自らが考えなければいけないのか、今後非常に悩ましい部分ではないかなと思っております。

最後にですが、もうまさに復興庁、それから、福島復興局、福島総局の役割は非常に大きかったと思っております。将来の災害を想定して、やはり復興庁のような組織の存在は必要かと思っております。ネーミングは分かりませんが、防災庁とか、そういった組織の必要性を感じております。

以上、私からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○秋池座長

市町村長の皆様、貴重な御意見、御発表ありがとうございました。

ここで、渡辺大臣は公務のため退席されますが、その前に大臣から改めて一言おありでしたらお願いいたします。

○渡辺大臣

今日は、岩手県宮古の市長さん、そして、南三陸町の佐藤町長さん、そして、現在今お話しいただきました川内村の遠藤村長さん、本当にお忙しい中お越しいただいて、今いろ

いろいろお話を聞かせていただきました。やはり現場で様々な課題がある。そしてまた、評価するものがある。やはり現場で陣頭指揮を執った首長さんの気持ちというのは、私、痛いほどよく分かるわけであります。しっかりと復興庁としても、この10年間で冷静に振り返って、これからの状況をどのような形で発信していくか、ぜひとも秋池座長さんを中心として有識者の皆さん方に取りまとめをしていただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

○秋池座長

大臣はここで御退席なさいます。

○渡辺大臣

では、よろしくどうぞ。

(渡辺大臣退室)

○秋池座長

それでは、ただいまの発表内容を踏まえまして、意見交換の時間を取らせていただきます。委員の皆様、よろしく願いいたします。

お願いいたします、大西委員。

○大西委員

大西です。どうもありがとうございました。何人かの御発表者の中から、原状復旧とか原形復旧の問題というのが、特にお二人、市長さん、町長さんから出ましたが、一方で創造的復興という言葉もこの震災の復興に関しては生まれてきて、津波被害なので、元のおり復旧するというと、また災害に遭うおそれがあるということで、何らか災害対策のレベルを上げた格好で復旧する、復興するということが当然必要になるわけです。

そういう考えからすれば、原状復旧とか原形復旧という言葉とは矛盾するとか、そうでない格好の復興が必要だということになると思うのですが、この辺り、現場で御対応されていて、一方で、税金を使うのだからこういう範囲だという考え方も伝統的にあったのだらうと思うのですが、それとの戦いとかやり取りの中で、どういうふうに制度を整理していくと、今後こういう問題をよりスムーズにクリアできるのか。今後もこういう

課題が続いていく、日本の中ではあり得ると思います。防集もそうですし、災害危険地域もあると思うので。その辺りについて、これ、原形復旧とか原状復旧をお出しになったのは山本さんと佐藤さんですので、一言ずつお伺いできればと思います。

○秋池座長

それでは、山本市長からお願いします。

○宮古市（山本市長）

多分、災害時の原形復旧の考え方のなかに、津波災害はなかったのではないかと思うのです。佐藤町長もおっしゃったように、危険なところ、とてもではないが原形復旧ができないような場所があるわけです。この際、津波災害の場合に原形復旧という考え方を変えなければならぬのではないかなと思っています。

宮古市の場合、田老地区の野球場が海のそばにありました。今その場所は防潮堤が出来ていますが、海のそばにあるのをそのまま原形復旧するというのは難しいわけです。県との協議時には、県は原形復旧の姿勢のままでしたので、私自身が文科省にかけ合って状況を説明し、位置を変えて復旧することができました。佐藤町長がおっしゃるように、事業の大きさにより時間がかかりますので、その辺を柔軟に対応できるようにしておくべきではないかなと思っています。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは、佐藤町長、お願いします。

○南三陸町（佐藤町長）

私の感想ですが、原形復旧という言葉と、それから、創造的復興という言葉が、適宜、言葉遊びに使われたと私はそう思っています。確かに原形復旧ということになると、基本的にはここにあったのだからこう造りなさい、この大きさだからこう造りなさいというのは、それは私は今後の災害を考えたときにあってはならないのかなと思っています。基本的に私は、言葉が適切かどうか分かりませんが、創造的復興という方向性で今後の復旧に当たるべきであると思っています。

というのは何かというと、当初マスコミ皆さんは、創造的復興という言葉を使うと、前

より過大に造ったとか、前よりもっと立派に造ったとか、言葉は悪いですが、焼け太りではないかというような言葉まで使われました。決してそうではないのです。ですから、うちは、創造的復興という言葉の中にあるのは、廃止をする、やめる、それから、縮小するということが創造的復興だということはずっと言ってきたのです。ですから、私は、ある意味、これからの災害の復旧・復興に当たっては、私は創造的復興という言葉を使ったほうが、むしろそれぞれの自治体の実態に見合った復旧の在り方があるのかなと思います。

私はずっと講演などに頼まれて行ったときに必ず言うのは、事前復興しましょうよという話を言います。災害を想定して、人口減少なので、こういう施設はこことここと一緒に合築してしまうとか、ここは縮小しましょうと。それをやらないと、復興のスピードと財源ばかりかかってしまいますという、そういうお話をさせていただくのです。そこはやはり創造的復興という言葉を使ったほうが、私はこれからはふさわしいのではないのかと思っています。

○大西委員

ありがとうございました。

○秋池座長

大西委員よろしいですか。

○大西委員

はい、ありがとうございました。

○秋池座長

それでは、藤沢委員、お願いします。

○藤沢委員

ありがとうございました。せっかくの機会ですので、皆様に少し御質問させていただければと思っております。

まず、山本市長様ですが、ページ3のところで、復興基金が被災者支援に大いに役立つ

たというお話があります。こちらは交付金などと違って、この基金のこういった点が具体的に役に立たれたのかを教えていただきたいのが1点です。

それから、2点目が、4ページで時間との競争によりまちづくりを進めたため、後の気づきがあったと書かれています。復興のフレームが10年の中で、いろいろとフレームがあったことでよかった面もあるし、あったことによって急かされてしまったという両方の声を聞くものですから、この復興のフレームに関してどうあるべきだったのかということで御意見をいただきたいのが2点になります。

先に御質問だけ申し上げます。南三陸町の佐藤町長には簡単に2点ございます。まず、ページ5の協働と継承のところで、自治体派遣職員に応援いただき感謝しているということで、この自治体派遣職員は皆様大変大事だったというふうにお話しされていますが、逆に今後の災害でもこういった活用する上で何か課題がございましたらば、いただきたいというのが1点になります。

それから、幾つか戻りますが、2の住まいとまちの復興でも、事前に検討すること、いわゆる事前復興が大事だということをお話しいただいております。これに関して国も今進めつつあると理解していますが、自治体の立場から、この事前復興をより進めるために何か国に対して期待されることがあれば伺いたいというのが2点になります。

そして、川内村の遠藤村長に伺いたいのも簡単に2点ございます。まず7ページの5番の協働と継承、こちらでNPOが複数年を見越した経済的な活動の約束手続きができないことで活動を制約した面もあったとお話しいただきました。この辺りで、例えば復興基金などを活用すると複数年やることも制度的に可能ではあったかと思いますが、何か今回の復興のスキームの中でNPOの活動を制約せざるを得なかった点について、こういった点が課題だったのかを伺いたいのが1点です。

そして、8ページのところで、これは先ほどと共通していますが、復興のみならず事業を進めていくに当たり、期限の定めが必要とお話しいただいております。ここもある種のフレームをどう考えるかということで同じ質問ですが、やはり定めを国などがある程度定めていくことが重要か、何かその辺りでお考えあれば聞かせていただきたいと思っております。

以上になります。

○秋池座長

ありがとうございます。それでは、順番によろしいでしょうか。山本市長、お願いします。

○宮古市（山本市長）

はじめに、復興基金は、国の制度、県の制度がありますが、市の独自の制度、例えば住宅を建設するときのかさ上げ支援などに関して、宮古市の実態に合ったような、状況を見て、国、県の制度では足りない部分に使うことができました。自分たちの判断でもって再建なり、あるいは復旧・復興が進むような部分に使えたというのは非常に大きかったと感じています。市町村ごとに状況が違います。一定の支援を行うことで、再建のスピードを上げ恒久の住まいを確保することなど非常に役立ったと思っています。

事業全体としては、まずは、早期の復旧につなげたい。住まい、仕事、安全な場所を、早期に確保したいという思いがあります。復旧が長引くと、人口減少、ほかの地域に、被災しない地域に移る人たちが増えてきます。宮古市では、田老地区が一番大きな被害となりました。田老地区から宮古市内に移るのは市の人口減少にはならないのですが、盛岡市や内陸部に移り住むケースが見られました。可能な限り復旧のスピードを上げて、人口減少に歯止めをかけるという思いのもと取り組んではきましたが、急ぐなかでも、例えばもう少しじっくり考えながら産業の構築をすればよかったなという反省もありました。その辺のバランスがなかなか難しいのかなと感じています。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは、佐藤町長、お願いします。

○南三陸町（佐藤町長）

経緯から少しお話ししますが、震災があって、うちは職員も大分犠牲になりました。ほとんど職員も少ない中であれだけの大災害から立ち上がらなければならないということで、当初、本当に多くの全国の自治体からとにかく職員の方々が短期派遣で来ました。1週間ごととかでずっと来たのですが、いずれそれが過ぎてくると、今度は中期・長期で派遣職員の方々に来ていただかなければならないのですが、何のこちらのつながりがないのです。

さて、どうするという話になったときに、そうすると、頼ったのは短期で派遣した自治体です。もうお帰りにりましたが、そちらのほうにお願いをして、何とか職員派遣をお

願いますということをやったのですが、これはやはり平等でなかったのは、自治体間格差が結構ありました。ある意味ほぼ100%必要な人数を確保できた自治体もありますし、そうでない自治体もありました。これはやはり復興の姿としてはあってはならないことかなと私は思っています。どこかがやはりそこはコントロールしなければいけないのかなと思います。

私たちが助かったのは、震災の前の年に関西広域連合が結成されたのです。例えば観光とかそういう広域的な課題を一緒にやりましょうということをやったのですが、関西広域連合が一番最初に活動したのが実はこの東日本大震災でした。そのときに、それぞれの関西広域連合に加盟している各県の知事さんたちでいろいろお話し合いをしていただいたのですが、とにかく各県、加盟しているところ、いわゆる岩手、宮城、福島にどこに行くのだと。うち、宮城県には兵庫と鳥取と徳島でした。兵庫の市と、それから、鳥取の町村は、南三陸に入っていました。そういう意味においては助かりましたが、多分、今後そういうスキームみたいなものをつくっておかないと、自治体の首長さんが直接職員を確保するというのは、あれだけ大災害を被って、出ていくのも何もできない状況の中で職員を確保するというのは非常に至難の業だと私は経験して思いました。ですから、ぜひそういう、国主導だと思いますが、そこでどういうふうな職員の派遣のスキームをつくるのかということについて考えていく必要があるのだろうと思っています。

ただ、難しいのは、どの場所でどういう災害が起きるか。例えば南海トラフになりますと、関東から九州までということになりますので、それぞれどこにどう派遣できるのか、カウンターパートでやれるのかということになると非常に難しい部分はあると思いますが、しかしながら、そこは知恵を出し合いながら、被災した自治体が何とか困らないようにしてやるというのが必要ではないのかと思っています。

それから、事前復興の関係です。これは数年前に国土交通省のほうから事前復興というのが出てきた。今村先生、そうでしたね。ちょうどその頃私も、事前復興という言葉でNHKか何かに出たときにお話しさせていただいたのですが、基本、一番大事なのは、先ほど言いましたが、やはり復興の財源をいかに少なく使うかということと、それから、復興のスピードをどう上げていくかということです。どれぐらいの災害が起きるという想定をする、それにどのように事前復興計画をつくるかということが大事ですが、これを国としてもっと全国の自治体にそういう働きかけというものを、国土交通省でポンと言いましたが、それ以外、別にあまりないのです。そこはもう少し強く働きかけておいたほうがいい

のかなと思います。とにかく、地震だけでさえ、千島海溝、日本海溝、それから、南海トラフ、東京直下、それだけでもそんなに想定されている中ですから、やはり事前にその辺の、国として旗振り役として頑張っていたいただきたいと私は思います。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは、遠藤村長、お願いします。

○川内村（遠藤村長）

藤沢さんからの御質問ですが、1点目はNPOの活動が制約されたのかということですが、まずNPOの存在は非常に大きかったのですが、なかなかそれを読み解く能力といたしますか、そういった時間とマンパワー不足もあったという自分たちの問題でもあるのかなと思います。

具体的に言いますと、例えば電子カルテを使った医療連携というようなことが提案をされました。当然、単年度では難しい。しかし、電子カルテを導入して間もない我々にとって、それを今後、医療連携、例えば、川内村では内科と歯科の常勤医師はおりますが、そのほかの医師は常勤体制ではない中、提案があった小児科とか産科とかというような診療科の連携を具現化していくためにはどうしたらいいのかというようなことを、あの当時、先を見ながら考えられていたかというとなかなか難しかったと思い返しております。

もう一つは、ICTを利用した安否確認というようなこと、これもシステムとして今後どうしていくか。あの当時、なかなか僕たちもそのイメージがつかめなかったということもありますが、こういった長期的な課題においては、財政フレームが単年度である行政の事業での議論だとなかなか結論が出なかったかなと思っております。そういう面では、制約したというか、制約された感があるのかなとは感じております。

2つ目の10年のフレームですが、これは必要だと思います。期限のない目標や夢はかなわないと思っていますので、きちんと10年なら10年と期限を切るということは必要だと思います。しかし、期限が定められているということがあまりにも強烈なメッセージになると、本来ならばもう少し時間をかけて合意形成が必要だったということというような場面も出てしまうのかなと思います。時間の制約を意識しての合意形成に、あるいは中身をしっかりと議論しないで物が造られたり、前に進まざるを得なかった、というようなこともあったかな、と思っております。そこはデメリットの部分かなと感じています。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、田村委員、お願いします。

○田村委員

山本市長は「復興まちづくりにあたって飛び飛びの土地を先におけばよかった」、佐藤町長は「被災者に他市町村で仮住まいしてもらったら戻ってこなかった」、遠藤村長は「帰還と整備のどちらを先に進めるかというのは課題だった」というお話をお聞きし、お三方に高い問題意識と経験をふまえたノウハウがあるとお聞きしました。

では、将来の被災地にその知見をどう継承していくかということになると、皆様から「制度を学んでおかなければいけない」「応援職員等人的要員を確保する」については異口同音に重要とお聞きしました。他に何を学んでおけば、将来の被災地は復興がうまくいくのでしょうか。そういったところをぜひ御教示いただければと思うのですが、難し過ぎますでしょうか。

○秋池座長

そうしましたら、恐れ入ります、お時間も限られているのですが、一言ずつお願いしてもよろしゅうございますか。では、山本市長から。

○宮古市（山本市長）

先ほど私が言ったのは、防災集団移転をした元地において、買えなかった土地が虫食い状況にあります。これは岩手県の沿岸全てでそのようなところが多いです。そういう課題がありますので、被災したときに、この防集元地を全部買えないのかと。逆に言うと、防集元地も土地区画整理事業をして土地をまとめることができないのだろうか。そうすると、危険区域になるわけですが、その後の利活用も非常にやりやすくなるのではないかなと考えています。今時点でも、12年たった今でも買い上げた市有地が点在した状態です。なかなか土地を使える状況にはありませんので、利活用に苦労しています。できればそこを上手に整理できて、土地の利活用につなげることができればと思っています。

○秋池座長

ありがとうございます。佐藤町長、お願いします。

○南三陸町（佐藤町長）

難し過ぎます。大体、災害というのは、我々は今、津波ですが、津波、土砂災害、台風、大雨、もう様々な災害がありますので、そこにアドバイスといいますか、こうすればというというのは、なかなかこれというのはすごく難しいと思います。

ただ、ずっと思っていることが一つあります。防災省をつくったらどうですかと。

というのは、復興庁の皆さんは、各省庁からの派遣で、出向でおいでになっています。では、何でこういう思いを持ったかというのは、震災から3年か4年たった頃に復興庁の職員の方に、「町長ね、震災のときの派遣になっていた職員の方々は、それぞれの出身の省庁のほうに戻って、もうほとんどいなくなったよ」というお話を聞いたときに、これは知見とか経験とかそういうものというのは、やはりそろっている組織がないと、72時間という、ある意味そういう中での人命救助等を含めて、これは肌感覚で知っている人がいないと駄目ではないのかなという思いがあって、内閣府でやるといっても、基本、そのときの総理、総裁が防災にしっかりリーダーシップを取れる人か、そうでないのかというのは、神のみぞ知るです。ですから、実際に内閣総理大臣が指示を出さなくても、防災省の大臣がちゃんと知見を持った職員の方々と共にいち早く動ける体制をつくるということが大事なのかなと経験上私は思っています。

○秋池座長

ありがとうございます。遠藤村長、お願いします。

○川内村（遠藤村長）

2つあると思います。一つは、双葉郡は8か町村ありますが、それぞれ戻るためのいろいろな整備を進めてきました。しかし、気づいたら、8か町村、同じものが8つそろうというような現状もあります。ひょっとしたら、限られたマーケットの中で今後スクラップが始まっていくということが十分想定されるのではないかと。こういったコントロール、コーディネートは誰がするのか。ここは、多分、首長同士ではなかなか難しいと思います。そ

れは、お医者さんがいなければ診療所をつくりましょう、買物ができないところには戻れないと言いますから商業施設や道の駅を造りますよと。こういったものを全体的にコントロールする、全体最適を考える組織といいますか、今回の東日本大震災を経験した上で、今後の災害についてはやはり考えておくべき一つかなと思います。

2つ目は教育だと思います。震災・事故当時、放射能って何？と聞かれても、なかなかストレートに子供たちに伝えることができませんでした。私自身も放射能の単位はレントゲンぐらいしか知らなくて、あの当時、ベクレルとかシーベルトとかいうのは初めて聞いたような単位だったのです。こういう状況でしたので子供たちも当然知らなかったと思います。そのような知らないということがどれだけ人々を不安に陥れていくか。学校教育とは言いませんが、子供たちに教育する環境や場が今後必要ではないかと思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。いかがですか。お願いします。

○今村委員

私から1点質問させていただきたいと思います。本日の御発表で、フレームごと、ステージごとの変化の対応というのが具体的に分かりました。今回お話になかった、なれなかったかもしれないのですが、例えば我々が失ったものが幾つかあります。人、土地等ありますが、実は歴史・文化とか様々な営み（生活や民俗）もそうではないかなと思います。今後、このような民俗も含めてどのように対応したらいいのか。これは一つの今後のポイントになるかと思いますが、特に山本市長、また、佐藤町長から一言ずついただければ幸いです。

○秋池座長

ありがとうございます。もう1つ議事がございますものですから、もし増田座長代理ありでしたら。よろしいですか。

それでは、まず山本市長、お願いします。

○宮古市（山本市長）

現在、今村先生と一緒に取り組んでいます。アーカイブなどを使って、失ってはいけないもの、そういうものをしっかり保存していくというのは非常に大事だと思います。今回初めて、明治以降の津波に関して資料、状況を集めて保存する。それから、民俗的なもの、文化等も災害等によって失われないようにするためにまとめようということで取り組みを始めたところであり。少し遅きに失したかもしれませんが、それでも気がついたときに取り組んでいきたいと考えています。

○秋池座長

ありがとうございます。では、佐藤町長。

○南三陸町（佐藤町長）

では、手短に。復興計画をつくる時に、復興計画の委員の皆さんにお願いしたのは、町の郷土、文化、風土、これをしっかりと次の世代に継承するような、そういう復興計画をつくりましょうというお願いをしました。実は10年たって私が非常に懸念しているのは、郷土芸能です。要するに、担い手、踊り手がいなくなっているのです。それで途絶えているのです。なかなか郷土芸能というのは1回途絶えてしまうと次の世代につなぐということが非常に難しいです。私が懸念しているのは、こういった郷土芸能、昔からこの地域に伝わってきたお神楽とかそういうものがなくなってきたというのが、私は非常に残念というか、危機感だと思っています。

○秋池座長

どうもありがとうございました。それでは、議事の3に移らせていただきます。市町村長の皆様、本当にありがとうございました。

3つ目の議事ですが、振り返りの本文素案について、復興庁から説明をお願いします。

○岡本審議官

それでは、資料6と、資料7はこの分厚いファイルでございますが、こちらの分厚いファイルを一枚一枚というわけにはいきませんので、資料6のほうでその概略版を今作成してございます。本文素案のポイントということで、こちらを中心に御説明をさせていただきます。

基本的な構成は、おめくりいただいて2ページ目ですが、本文各章の大項目ごとに1枚ずつ、経緯とか概要あるいは主な評価・教訓の整理をしております。評価・教訓については、オレンジ色の枠囲いでございますが、本有識者会議でいただいた御意見のほか、これは令和元年に実施した復興推進委員会の総括ワーキングでの評価なども適宜反映させていただいております。以下の資料6の説明については、このオレンジの部分をもっと簡潔にポイントだけ説明をさせていただきます。

2ページ目の基本法に基づく措置でございますが、あるべき復興の姿から見た評価がなされていなかったとか、あるいは被災者の主観を客観的に計測すべき、それから、初動対応が市町村のキャパシティを超えてボトルネックとなったのではないかと、それから、10年間の期限の是非といったことについて記述を整理してございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目、組織体制でございます。復興庁のワンストップ機能、あるいは市町村の不満の受皿として復興庁の存在意義というのは一定の評価がある一方で、設置のタイミングが遅かったのではないかと、あるいは復興について平時から検討する組織が必要と、今、御議論いただきましたが、そういった御意見があったことを整理してございます。

それから、4ページ目でございます。法制度の関係です。東日本大震災を契機といたしまして、恒久法として様々な法制度が制度化されたもの、それから、その後、法改正につながったものがあるということを整理させていただいております。

5ページ目、特区制度の関係でございます。まちづくりの計画の自由度が特区制度によって高まったこと、あるいは利子補給制度のようなことで新規雇用創出に効果を持ったということのほか、特例の内容によりましては、関係機関の調整あるいは事務総量にあまり大きな変化はなかったのではないかとといった御指摘も整理してございます。

6ページ目、予算と税の関係でございます。財源フレームの下、復興事業に安心して取り組むことが可能になったという評価の一方で、自治体と国の裁量の範囲の在り方や事業が課題になったのではないかと、あるいは基金は財団方式のほうが柔軟性があるのではといった御意見を整理しております。

7ページ目でございます。復興交付金、効果促進事業の弾力的運用が効果的だったという評価のほか、国が方針を定める部分と、それから、自治体の裁量範囲、これをあらかじめ議論すべきではないかとといった御意見も整理してございます。

8ページ目、まちづくり、復興の加速化の関係でございます。取組を契機にこちらも順

次、法整備が進んでいること、それから、ノウハウのさらなる継承が必要であるといった点を整理してございます。

9ページ目、「新しい東北」の取組でございます。地域課題の解決あるいは産業再生につながる事例が創出される一方で、団体の自走を促すために行政の関与をどこまで行うべきかといったような意見について整理をしてございます。

10ページ目、被災者支援の関係です。人のつながりを対象としたことは画期的であるという評価の一方で、効果測定の客観的指標あるいは状態目標の設定などの課題があるといった御意見を整理させていただいております。

それから、11ページ目、まちづくりの関係でございます。人口の将来推計を取り込んだ復興事前準備の必要性、あるいは小規模集落の持続可能な維持の方法についての御意見などを整理してございます。

12ページ目、個別のインフラ事業でございます。事業手法の工夫を通じて迅速な応急復旧、あるいは地域経済、農業経営の安定化への寄与などがあつたことを指摘し、整理してございます。

それから、13ページ目、産業・生業の再生でございます。企業活動が震災前水準回復につながる一方で、過剰な設備投資にならないよう、適正規模での復旧支援体制が重要という指摘とか、あるいは産業面でも、復興の事前準備が必要であるといったような御意見を整理させていただいております。

14ページ目、原子力災害の関係でございます。こちらは着実に取組が前進している一方で、なお多くの課題が継続しているということで、どのような課題が残っているか、国、東電の責任関係、役割を含めて整理すべきとの御指摘や、解除のタイミング、それから、居住率・帰還率との関係についての御指摘を整理させていただいております。

15ページ目、ボランティア・NPO等の連携の関係でございます。個人から団体・企業レベルに広がりを見せたことについての評価、あるいは中間支援組織の役割、それから、本日も議論いただきました自治体間の応援職員の貢献などについて整理しております。

16ページ目、記憶・教訓の伝承の関係でございます。国立国会図書館のデジタルアーカイブ「ひなぎく」への評価、あるいは市町村と県のそれぞれ伝承における役割分担、それから、コンテンツの全体像を復興庁で整理をし、レファレンス機能を整備したらどうかという御指摘、伝承活動の実態把握などについてさらに進めるべきといった御意見を整理させていただいております。

本日冒頭御説明した資料1のアンケート結果とか、あるいは本日各首長さんからいただきました御意見なども今後反映をさせながら、さらに全体の本文についてブラッシュアップを図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○秋池座長

御説明ありがとうございました。それでは、自由討論に入りたいと思います。五十音順に伺いたく存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、今村委員よりよろしく願いいたします。

○今村委員

ありがとうございます。今の資料6の中で、さらに強化されたほうがいだろうという点2点と、その他として1点述べさせていただきたいと思います。

まずは15ページでございます、また、本日も話題に上がりました派遣職員、また、応援職員、これについては非常に重要であったと、本日再認識できました。これは確かでございますが、やはり課題もあつたらうと思います。短期と、あと、中長期、コーディネーションでの課題、これをぜひ明記していただきたいと思います。

あとは、16ページでございます。これは先ほど実は質問させていただいたのですが、震災後の記録だけではなくて、震災前からのその土地の歴史文化、民俗、有形・無形文化財、こちらをきちんと保存するということが不可欠であるかと思っております。

最後、その他でございますが、先日のトルコ地震、また振り返るに、ネパール地震、また、インドネシア等での地震・津波がございましたが、特に初期の段階、各国の支援合戦がありまして現場または担当レベルでも混乱があり調整が非常に難しかったと報告されています。これは3.11も少なからずあつたのではないかと思います。今後も国内のみならず国外においても、このような課題をどう支援するのか。これはまさに我々の3.11の経験・教訓をぜひつないでいただく必要があるかなと思っております。今後も、ただ単に支援側の、自分たちがやりたいことを主張するような支援にならないように、我々日本から主張できればと思っております。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。次に、大西委員、お願いします。

○大西委員

資料8にメモがありますので、ざっと御覧いただきながらお聞きいただければと存じます。これは、全体がかなり大部なので、今日説明していただいた主なポイントという資料の中の特に主な評価・教訓という箇所に関連してコメントしています。5点あります。

一つは、これは本文もそういうことが言えると思うのですが、外部などの評価や意見を引用した記述があるわけですが、参照した意見の出所あるいは根拠を示したほうが良いということでもあります。特に有識者会議における意見で多数の賛同を得たと思われるものについては、有識者会議における意見として記述するということもあり得ると思うので、そういう整理をしていただきたいと思います。

2点目は、今ほど今村委員もおっしゃった点であります。地方自治体、諸団体あるいは個人によるボランティア活動の役割は、復興に大きな貢献をしたと思うわけですが、これについて、私は、第2章にあります。組織体制、そこでも書くべきことかなど。これは8章で記述されているわけですが、その辺も含めて、復興庁がその組織化にどういう役割を果たしたのかを含めて評価を行って、先ほども御指摘がありましたが、今後、支援をよりスムーズに行えるようにするためにどういう教訓が得られるのか、一つの重要な点ではないかと思えます。

それから、3番目は、予算については、復興交付金はじめとしていろいろ書かれて、その役割、貢献について書かれておりますが、予算を裏づける財源についての記述があまりないのかなど。復興のための増税、これは所得税を含めて制度化されたことは復興事業の大きな下支えというか推進力になったわけです。今日の資料にも、円グラフは、使う側、支出についての整理はあるのですが、財源については整理されていないと思えますので、その財源についても言及する必要があるというのが3点目です。

それから、4点目は、今日の御発言の中にもありましたが、事業が場合によっては過大になったという指摘が様々行われてきました。これはなかなか時系列的にたどっていくと、どの時点でどういうことをすれば過大になるのを防げるのかというのはかなり難しい議論だとは思いますが、復興・復旧を適正な事業規模とするのにどういう方法があり得たのか、これを考察して今後の教訓とする、何らかの制度の中に盛り込んでいくということが必要な

のではないかと。

それから、5点目は創造的復興ということです。これはある意味で今日御報告いただいた資料の中には書かれていないことかもしれませんが、復興事業が進んでもなお自然災害の被害が想定される地域がある。南三陸では幸いにそうしたことがあまりなかったということではありますが、その後の被害想定などでこれだけ対策をしてもまだ被害が起り得るということは、ある意味で深刻な問題でもあるかもしれません。しかし、そこは避難という側面に対応するということが重要になってくるのかもしれませんので、今後の大規模自然災害に対して強靱性や復元力を持った地域をどうつくっていくのかということと言及していく必要があるのではないかと思います。

以上であります。

○秋池座長

ありがとうございました。続いて、田村委員、お願いします。

○田村委員

資料1の市町村調査は非常によい調査をされていると考えます。3ページ目に結果一覧がありますが、「Q1-1：被災者支援制度」と「Q5-1：応援職員の受入れ」と「Q6-1：復興庁・復興局の役割」については、三県どこの市町村も非常に評価が高くなっています。逆に低くなっているのが「原発についての2つの質問項目」と「6-3：(逆項目ですのでイエスが多くなっていますが) 公共施設の維持管理の財源がどう続くか」ということがマイナス評価になっています。評価が分かれているのが「Q2-2 生活再建と復興計画とのスピード」と「Q6-2：復興期間を10年とあらかじめ設定したことの評価」でした。

1つ目ですが「復興施策のとりまとめ」をされる際には、被災地内外の評価も重要なポイントかと存じますので、ぜひ評価の高かったところは復興の試みを褒め、評価の低かったところは課題として示し、そして、評価が分かれているところについては今後も議論をしていくということでまとめていただき、「復興施策のとりまとめ」の中で、もしくは併せて発信することを検討いただきたいと思います。

2つ目、そうなってくると気になるのが「Q2-2 生活再建と復興計画とのスピード」ですが、市町村のほうでは復興計画をある一定の時間をかけて作成する、作成した復興計画

の中で、(復興庁がいままとめようとしている施策の中にある)復興まちづくり、生活再建等々、について、入れこんでおられることが、一般的であることをふまえると、県や市町村が作成した復興計画等と「とりまとめに記載のある復興施策」がどのような関係性であったのかを整理いただいた記載がないと、将来の被災自治体が復興計画を作ろうとする際に、報告書の中のどこを見たらよいのか分からない、という点です。その辺り、とりまとめの中で配慮していただく必要があると感じます。また「戦略的に取り組む創造的復興V S原型復旧」等の議論もありましたが、その復興をいかに戦略的に進めるか、そのためにどのような施策を被災行政の裁量で工夫ができるかについて、とりまとめの中で、どこかに格納するページを作っていただく必要があるのではないかと考えます。

3つ目につきましては、復興庁の調整機能について、本日プレゼンされた首長、アンケートに回答のあった市町村、皆さんすごく褒めておられます。反面、一般の人にとっては、復興庁の機能というのが、理解しにくいのも事実か大きく分けると「調整機能」「実施機能」があると認識していますが、各省庁と被災自治体の調整におけるバランスの取り方や、実際の仕事の流れがよく分からないところもあって、その辺りについてもとりまとめ中で御記載いただければよいと考えます。その中で、県の果たした役割、市町村の果たした役割、関係機関の果たした役割、復興庁がかなめの機関としてどのように機能したのか等の全体像をもう少しかみ砕いて書いていただけると、今後の自治体の皆さんへの一助になるのではないかと思います。

○秋池座長

ありがとうございました。藤沢委員、お願いします。

○藤沢委員

私も資料9を用意させていただきました。簡潔にコメントしていきます。

私のほうは、別の資料5のこれまでの意見についてということに対応して書かせていただいております。1つ目が、資料5のNo. 3というのが1枚目にありまして、6つぐらい、ある程度総論を設けたらいいのではないかとということで、今回資料、これはちょっとページが間違っていますが、資料7の2-64にちょうど6つうまくまとめていただいていると思います。細かくは申し上げませんが、せっかくこれ、有識者委員の中で特に出てきた議論を中心にこの2-64のところにまとめていただき、非常にいい内容を入れていただいた

のかなと思いますので、名称をこんなふうにしてはどうかなどと書かせていただいています。改めて整理いただき特出していただくのかなと思っております。

幾つか申し上げますと、2番の復興政策のフレーム、これは非常に今日も3市町村の皆さんからもいただいて大変いい議論ができたのかなと思っております。フレームはやはり意義があるということはあったのだが、どうしてもいろいろと課題があるということで、この辺りの、フレームは必要だが、どう個別ケースに柔軟に対応できるかと、そういったことをうまく入れていただく必要あるのかなと思っております。ハードはよいが、ソフトは駄目なども市町村からもあったと思います。

それから、3番目も近いですね。どうスピードを考えていくかということで、なかなか復興のスピードをどうするかというのは地元から設定し難いのかなと感じております。国や広域自治体から復興の時間軸を、テーマや地域によっても違うと思うのですが、その辺りを示して被災者に可視化していかないと、帰還だったり再建意向につながらないと感じていますので、この辺りは大変大事な議論かなと思っております。

それから、4番目の事前復興の話は、今日は佐藤町長からもお話いただきました。この辺り、国交省かと思いますが、推進しておられますので、その辺りの必要性、ポイントにも書いていただいています。やはり大事だと感じております。

それから、(6)のところ。やはり今日もあったのが、個々の被災自治体やるのだが、それを越えた広域での取組が必要だということが大分あったと思います。例えば職員派遣に関しても国がコントロールすべきではないかとか、あるいは遠藤村長は帰られました。市町村だけではなくて少し全体最適を考える、コントロールできる組織が必要ではないかということを強調されておられました。福島の村長さんから言われたのは大変大きかったのかなと思います。その辺りは何らか明記が必要かなと感じたところです。

続いて、No.10です。10では、これはせっかくいい議論されているのですが、これの発信を工夫いただきたいということをお願いして、今検討いただいているところだと思えます。幾つかポイントだけまとめていますが、まずは先ほどの復興政策の課題と教訓の6つのようなもの、この辺りは何らか特出して資料6などにも入れていただいてもいいのかなと感じたのが1点です。

それから、ウェブサイトなどへの発信など、ここもぜひ工夫いただきたい。

それから、どうしてもウェブサイト上は、PDFで載せるとなかなか検索で引っかからないということが起きますので、いろいろテキストでも載せ、検索をしてもしっかり見え

るようにしていただきたいと思っております私も復興の支援をやっていましたが、今はもうないのですが、内閣府が当時用意していた阪神大震災の教訓、それを見て復興支援を固めることができたのですが、そういったようなことができないのかなと感じております。

そのほか、メディアでも、いろいろプレスリリースはされるのだと思うのですが、加えて、もう少し幅広く国民の方にしていただくように、メディアとの連携などもぜひ検討いただきたい。

あるいは、図書館の流通、そうしたことも考えていただきたいと思っております。

あとは、最後の47、49とあるところは、資料6の主なポイントに関連するところですが、改めて強調で、NPOについてなかなか単年度主義で難しかったという点、あるいは人材に関して国がもう少し踏み込んで何か制度をつくってはどうかという話もあったと思いますので、この辺りはいい点だけでなく、今後の課題・教訓としてポイントの中あるいは本文のほうにも入れていただくといいのかなと思いました。

以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは、増田座長代理、お願いいたします。

○増田座長代理

まず、大変大部な資料をまとめていただきましたので、事務局のほうにまず初めに感謝を申し上げたい。大変よくまとめてきていただいていると思います。

その上で、特に第2章の第1節の最後の辺りが、かなりエッセンスというか肝になっているのではないかと思います。その辺りについての吟味はまた次回もあると思いますが、一つは、先ほど大西先生がおっしゃったように、こういう意見もあった、こういう意見もあったという記述があるのですが、可能な限り、その意見の出所みたいなものを書いていただくと、今後にとって大変有益、示唆に富むものになるのではないかと。これが1点です。

それから、2つ目、今日も例の原形復旧とか創造的復興ということが議論の話題になりました。以前と今回は状況が少し違っているなと思いますのは、以前の災害のときに、やはり交通量なんか比べて、橋の例えば復旧するときに、原形復旧だとキャパが足りない、もっと大きなものをしなければいけないのに原形復旧で抑えられているというのが以前の

議論の大宗だったのではないかと思うのですが、今回は、原形復旧をすると人口減少等でもともと過大だということが、初めてということではないと思いますが、改めて浮き彫りになってきた部分があると思います。

したがって、相当局面が変わってきて、先ほど創造的復興の話もあったのですが、この創造的復興ということについて言いますと、ここはある種、最終的には一人一人の価値のようなものがそこに反映される。まちづくりなどについても、平時においてもまちづくりのいろいろ議論をするときに、どういうまちづくりにするかというのは、やはり意見が食い違うところを時間をかけながら最終的には集約する。その中には最後までやはり御反対の方もいらっしゃるにしても、地域を住みよくするためにこうしようというのが、特にまちなどの復興の場合には通常であります。

かなりやはり創造的復興ということを、災害の後のどうしてもある程度時間が限られ、しかもなかなか冷静になれないときに意見集約するのは非常に難しいと思いますが、それにしても、今回の場合、人口減少等で必ずしも、従来ですと原形復旧というのはかなり形も分かっていますのである種事業がやりやすかった部分があると思いますが、一つはそういった原形復旧だけにとられるのはよくない、もっと柔軟性を持つべきであるということと同時に、やはり客観的な、人口減少等の指標を極力取り入れた、そこで議論をしていくことが今後は必要になってくるのではないかと。

それから、創造的復興のところは非常に評価が難しいと思いますが、産業の復興については、そもそもあの地域が産業的にはなかなか厳しい地域でもございましたし、かなり数字で結果を出しやすいところでもあるので、どうしても復興といっても厳しい結果が出てきてしまう。ただ、地域の復興ということからいいますと、やはり比較対象がコロナ以前に地域はこれだけにぎわいがあったのに、これからこういうふうにさびれていってしまうというような、そういう比較になってしまいがちですが、その辺りをどのように見ていくのか。

それから、心の復興ということで先ほどありましたし、私も、郷土芸能とか祭りとかあるいは地域の神社の何か象徴的なものを復興するというのは、本当に地域に元気をつけるような、無形文化遺産のようなものですが、ということで心の復興ということであれば、産業の復興とは少し違って、多少、一見無駄に見えるようなものであっても、決してそんなことはなくて、それが心の支え、拠り所に確実につながっていくと思いますので、どういふことをどう評価するのかという、そこだけはやはりきちんとしておく必要があるかも

しれません。

極論すると、なかなか復興の評価というのは正解がないかもしれませんが、したがって、何らかの事業をやるときにきちんとPDCAは回して評価をするのですが、その評価軸がそれぞれの場合に適切かどうか、これを厳密に行う必要があると思っております。その点についてやはりこういう報告書の中にもいろいろ記述しておく。例えばマイナス評価についても、どういう観点からいうとマイナス評価なのか、あるいはプラス評価の場合にはどういう場合がいいのかというようなことが分かるような、そんなことが必要ではないかと思った次第であります。

それから、3点目ですが、これが最後ですが、今後、いずれにしても、次に起こるべき大規模災害への教訓と申しますか、今回のことが次の迅速な対応の拠り所にしていく必要があると思えます。恐らく大規模なものであれば、復興庁のような役割の省庁が必ず中央で必要になってくると思えます。もちろん防災省のようなことが恒常的に置かれるというのですと少し事態は変わるかもしれませんが、いずれにしても復興庁のような役割を果たすものが必ず必要になってくると思えます。

先ほどお話がございましたが、やはりその点については、ちょうど田村委員も触れておりましたが、復興庁というのは、今、調整と事業実施、大きく言うとそういう2つのことを1つの中で果たしているわけですが、特に事業実施などにつきましては、自治体が行う事業もあれば、他省庁が実際に国の事業として行うところもありますし、他機関が行うときもあります。今の現在の復興庁が、今回のことについて、どういう場面でどういう調整機能を発揮したのか、それから、事業実施に当たってどういうふうに役割分担して行ってきたのか、その辺りを正確に記述することと、そのことが客観的にやりやすさ、やりにくさ、あるいは先ほどのアンケートにあるような自治体から見たときの、例えば時間がかかる、あるいはこういうことで非常に時間が短縮された等をできるだけきちんと記述しておくことが次につながっていくのではないかと思った次第であります。

私からは以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。

それでは、私から最後に。本日3市町村長の皆様からのお話が大変勉強になりまして、ありがとうございました。ほかの委員の皆様もおっしゃっておられるところではあるので

すが、人口減少や少子高齢化の現実も踏まえたプランをあらかじめよく皆で議論しておくということは大事だと再認識いたしました。山本市長から、全て買い上げてまちづくりしたかったというようなお言葉もありましたが、それに限らず、恐らく同じようなことをほかの市町村も感じるところはあったのかと思います。今、座長代理がおっしゃいましたとおり、計画を作るのはなかなか発災時には難しいということを考えますと、よく事前に考えて、そして、その中の評価の中には、将来的な負担とか、将来住みやすいまちであるということも念頭に置きながら検討していく必要があるのではないかと思います。

フレームについても、川内村長が、期限のない目標や夢はかなわないとおっしゃっておられましたが、フレーム自体は必要だが、一方で検討が不十分になりかねないということも含めて、あらかじめ議論をしておく必要を検討してはどうかと思います。

それから、大西委員の御意見に、支出のみならず財源ということも考える必要があるということがありました。

また、よい面でもルールがあったし、ルールのせいでも随分とその瞬間、手間暇がかかってしまったなというようなこともあったのかもしれませんが。ルールにはきっとそのルールが存在する意味もあったと思います。その背景がうまく伝わるように、そして、そのルールはどう活用し得るのかということなども議論をしておけるとよいのかと思いました。

最後に繰り返しとなりますが、事前によく考えることの重要性、計画をつくるというだけではなくて、佐藤町長がおっしゃっておられましたが、今後の災害のリスクということを考えてときに、どこの市町村と連携するのかというようなことも、リスク分散ではありませんが、地域を分散しておくということなどを、現実的な部分とそうでない部分あるのかと思いますが考えておく、そういったことが大事ではないのかなと思いました。

いずれにしても、事前に考える、備えるということの重要性を改めて本日感じた次第でございます。

取りまとめの中に本日の各委員の御意見がうまく入っていくと良いと思いました。

時間になりました。本日も様々な御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。これらを踏まえて、事務局においてこの振り返りの作業を進めるとともに、引き続き、委員の皆様にも御協力をいただきたいと思います。

それでは、本日は以上とさせていただきます。

議事録も作成・公表いたしますので、委員の皆様には内容の確認に御協力をお願いいたします。ありがとうございます。

このほか、事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

○立岩参事官

今回は、来月の開催を予定しております。詳細な日程については、別途事務局より御連絡させていただきます。

議題については、本日いただいた御意見なども踏まえて、本文の素案を精査した本文案をお示しして御議論いただきたいと思いますと考えております。

なお、本日の資料につきましては、大変分厚くなっておりますので、そのまま机の上に置いてお帰りいただければ、委員の皆様、市町村の皆様には、後日郵送をさせていただきます。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上